

別表 1

区分	項目	補助条件	補助金額
機器設置	家庭用燃料電池 (エネファーム)	①燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主な目的とした設備であること ②申請時において一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定する燃料電池システム(エネファーム)であること	80,000 円
	電気自動車(EV車)	①令和5年4月17日以降に初度登録を行う、新車の電気自動車であること ②初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金交付規程(以下「CEV規程」という。)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「NeV」という。)が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること ③自動車検査証における使用の本拠の位置が石川町内にあること ※リースによる導入については、対象外	一般社団法人 福島県再生可能エネルギー 推進センターの 実施する電気 自動車導入事 業補助金の 1/2 以内 (上限 100,000 円)
	電気自動車充給 電設備(V2H・V2X システム)	①一般社団法人次世代自動車進行センター(Nev)へ登録されている設備であること ②既に太陽光発電システムを導入している、または同時に太陽光発電システムを導入すること ③既に電気自動車を導入している、または電気自動車を同時に導入すること	定額 (50,000 円)
	空気熱ヒートポンプ 給湯器設備 (エコキュート)	①二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であること ②日本産業規格(JIS)に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの ③日本産業規格 JIS C9220 評価に基づく年間給湯効率 3.1 以上(寒冷地仕様ともに 3.1 以上)、もしくは年間給湯保温効率 3.0 以上(寒冷地仕様は 2.7 以上)であること	経費の 3%以 内 (上限 20,000 円)
	家庭用蓄電池	①蓄電池容量が 1kwh 以上で、かつ定格出力が 500w 以上のものであること ②電力会社と余剰電力の受給契約を行った太陽光発電システムを設置していること	蓄電池容量 1kwhにつき 20,000 円 (上限 130,000 円)
	太陽光発電システム	①太陽電池の最大出力が 4kw以上、10kw未満であること	4kwを超える 1kwにつき

		<p>②一般財団法人電気安全環境研究所(JET)のモジュール認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの</p> <p>③申請者が別表 2 の補助事業完了日に定めた期間内に、電力会社と余剰電力の受給契約を行っているもの</p>	<p>15,000 円 (上限 80,000 円)</p>
	生ごみ処理機	電動式、手動式で機械的な動作を用いて生ごみの減量化及び堆肥化することができる機械であること	<p>対象経費の 1/2 以内 (上限 10,000 円)</p>
環境保全活動	学習会、啓発活動	<p>環境保全(省エネルギー、資源リサイクル、環境保護等)に関する活動を行う団体等が町民を対象として行う環境保全啓発活動等に対して経費の一部を補助</p> <p>※食糧費や備品購入費、団体の維持管理経費等は補助対象外</p>	<p>対象経費の 2/3 以内 (上限 50,000 円)</p>